

小金井市公共施設等総合管理計画

概要版



小金井市 企画財政部 企画政策課

目次



1. 公共施設等総合管理計画について

2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

4. 施設類型ごとの基本的な方針

1. 公共施設等総合管理計画について

これまでの市の取組

- 本市では、これまで公共施設の積極的な活用のため、国の流れや地域の実態から「小金井市施設白書」や「公共施設マネジメントの構築に向けて」等の指針づくりを進めてきました。
- 平成28年度には、国から示された指針に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に進めるための取組の方向性をとりまとめた「小金井市公共施設等総合管理計画」（以下、本計画）を策定しました。

小金井市施設白書
(平成23年度)

- 公共施設等の課題の「見える化」を図り、解決していくための基礎資料

公共施設マネジメントの
構築に向けて
(平成25年度)

- 公共施設の維持保全に係る全庁調整・横断体制の構築のための方向性を示すもの
- 基本原則：①総量の抑制、②PPPの活用、③保有資産の有効活用

小金井市公共施設等総合管理計画
(平成28年度)

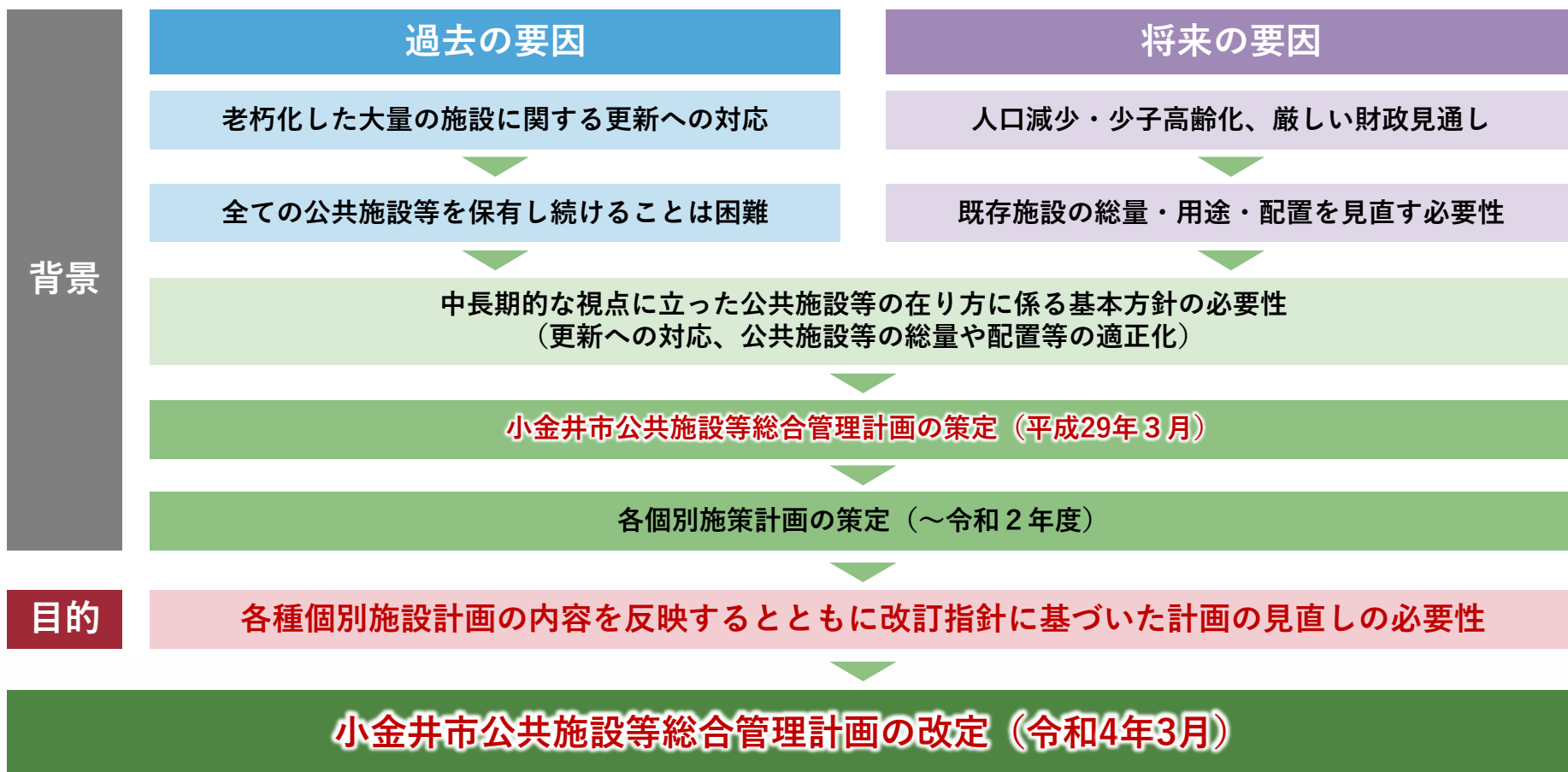
- 基本目標：将来の人口動向に合わせた公共施設等の総量抑制と、将来更新費用及び維持管理費の縮減に努めること
- 基本的な考え方：施設更新への計画的な対応、適切な維持管理による安全安心の確保、資産の有効活用による市民サービスの向上を推進すること

▲今回、本内容を見直し、改定

1. 公共施設等総合管理計画について

改定の主な背景と目的

- 平成28年度の公共施設等総合管理計画策定後、各公共施設等の現状を踏まえた今後の計画的な維持・更新の実施体制構築に向け、令和2年度までに各個別施設計画を策定しました。
- 一方、平成30年2月には国から、改訂指針（公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について）が示され、公共施設等総合管理計画の見直しと充実が求められています。
- これらの背景から、この度、本計画を改定することといたしました。



1. 公共施設等総合管理計画について

改定のポイント

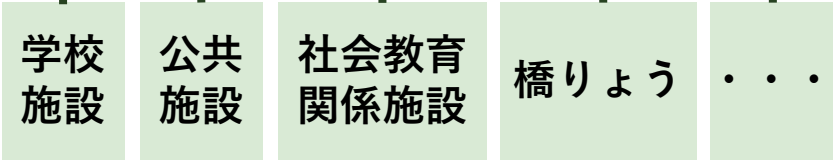
● 本計画の、今年度の改定では、**各個別施設計画を基に公共施設等全体の将来更新費用を把握**し、基本目標の実現に向け、公共施設等のあり方に関する基本方針を見直します。

平成29年3月
小金井市公共施設等総合管理計画の策定

本市の現状や課題に関する基本認識を踏まえ、適切な公共施設管理マネジメントを推進するための**基本目標**を設定しました。

～令和2年度
個別施設計画の策定

総合管理計画に基づき、**個別施設ごとの長寿命化した場合の将来更新費用の算出や、改修等の実施計画**を計画しました。



《本市における総合管理計画改定の基本的な方針》

- ✓ **改訂指針**に基づき、計画を改定します。
- ✓ 各個別施設計画を踏まえ、**公共施設全体の将来更新費用を把握**します。
- ✓ **施設の最適化**に向け、**公共施設等のあり方に関する基本方針**を示します。

令和4年3月（予定）
小金井市公共施設等総合管理計画の改定

平成30年2月、総合管理計画の策定指針が改訂されました。

平成30年2月（総務省）
公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について

【凡例】 : 本市の対応 : 国の流れ

1. 公共施設等総合管理計画について

計画期間

- 本計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和33（2051）年度までの30年間です。
- 30年間の計画期間を5年又は10年の期間に区切りながら必要な見直しを行い、各施設の具体的な方策を定めていく等、実効性を担保します。

計画期間：令和4年度～令和33年度までの30年間

R3年度 (2021)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R22年度 (2040)	R23年度 (2041)	R32年度 (2050)	R33年度 (2051)
第5次基本構想 前期基本計画 後期基本計画		(今後予定される) 基本構想・基本計画				
公共施設等総合管理計画						
第1回改定 (R3年度)						

1. 公共施設等総合管理計画について

計画の位置付け

- 国における「インフラ長寿命化基本計画」の地方公共団体における行動計画とともに、市の「小金井市基本構想・基本計画」の将来像を公共施設マネジメントの面から達成する施策分野として位置付けます。

【国】基本計画

インフラ長寿命化基本計画

小金井市基本構想

基本計画

【地方公共団体】行動計画

小金井市公共施設等総合管理計画

(建築系公共施設)

(土木系公共施設)

公共施設マネジメントの構築に向けて
(平成26年3月策定)

長寿命化計画
学校施設

個別施設計画
公共施設

社会教育関係施設
個別施設計画

長寿命化計画
市営住宅

⋮

個別施設計画

道路

橋りょう

下水道

公園

⋮

1. 公共施設等総合管理計画について

対象とする施設

- 本計画の対象は、国から示された指針に基づき、市の保有する全ての公共施設等を対象としています。

対象資産の種類	対象資産
建築系公共施設	125施設、508棟、総延床面積約184,031㎡ (令和3年9月末)
土木系公共施設	<ul style="list-style-type: none">● 道路● 橋りょう● 公共下水道● 公園

目次



1. 公共施設等総合管理計画について

2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

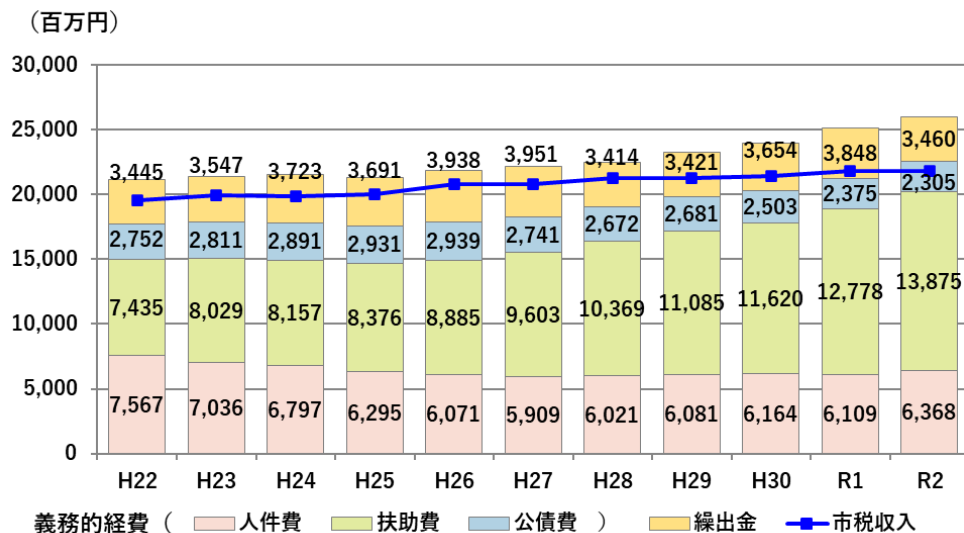
4. 施設類型ごとの基本的な方針

2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

財政状況と人口動向

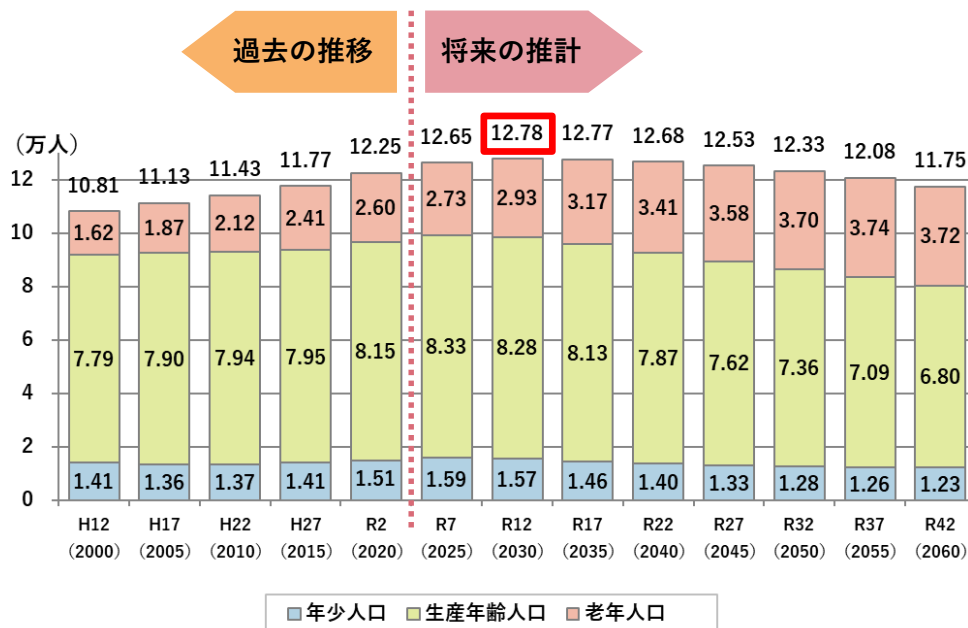
- 本市の市税収入と主な歳出を見ると、義務的経費及び繰出金の合計が市税収入を上回り、財源に余裕がない状況にあります。
- 人口動向をみると、将来の推計は令和12年に人口ピークを迎え、その後は減少傾向となる見込みです。老年人口の割合は年々増加し、令和42年には市民の約3人に1人が65歳以上となる見込みです。人口動向の変化に合わせ今後の公共施設等の利用需要も変化していきます。

市税収入と主な歳出 (義務的経費及び繰出金)の推移



出典：小金井市財政状況資料集

人口動向

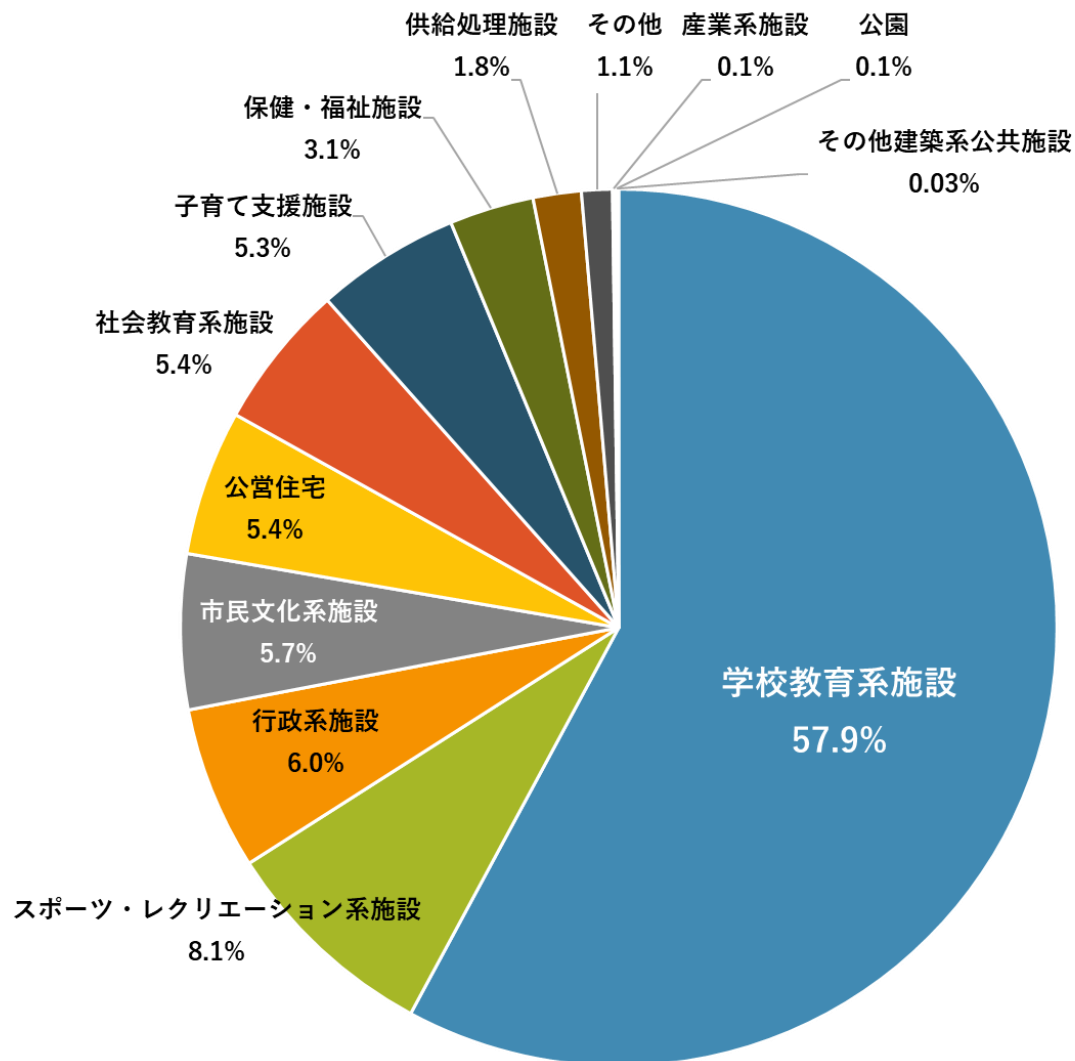


2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

用途分類別の状況

- 建築系公共施設（125施設）の合計の延床面積は約18.4万㎡です。
- 最も延床面積の構成割合が高い用途分類は学校教育系施設であり、57.9%を占めています。施設数は16施設で、延床面積は約10.7万㎡です。
- 次いでスポーツ・レクリエーション系施設、行政系施設、市民文化系施設が高い割合を占めており、これら上位4つの用途分類で全体の約80%となります。

用途分類別延床面積

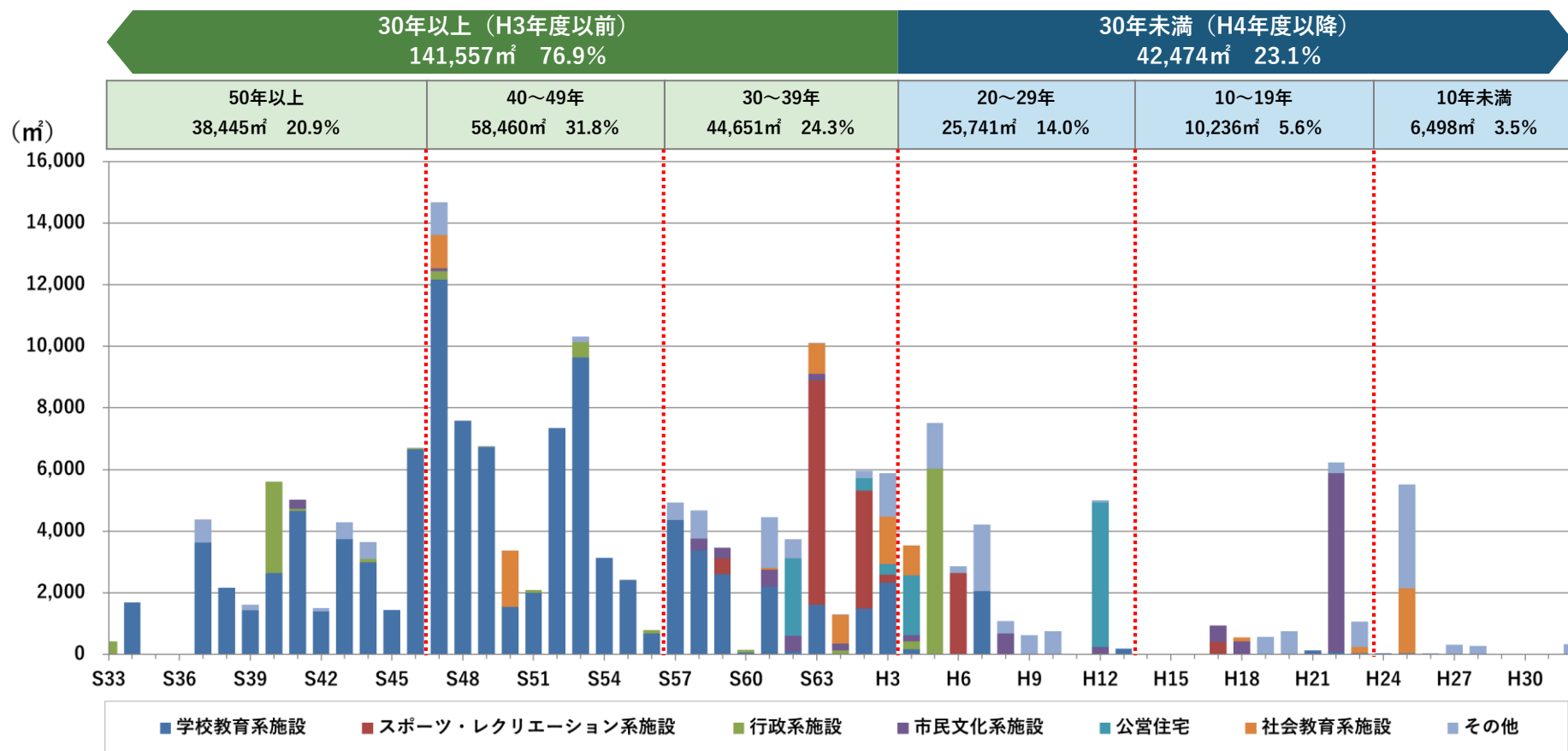


2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

建築年度別の状況

- 令和3年度時点において建築から30年以上を経過した施設の延床面積は全体の76.9%を占めています。
- 年代別に内訳をみると、建築から40年以上50年未満を経過した施設の延床面積が全体の約31.8%を占めています。

建築年度別・用途分類別延床面積



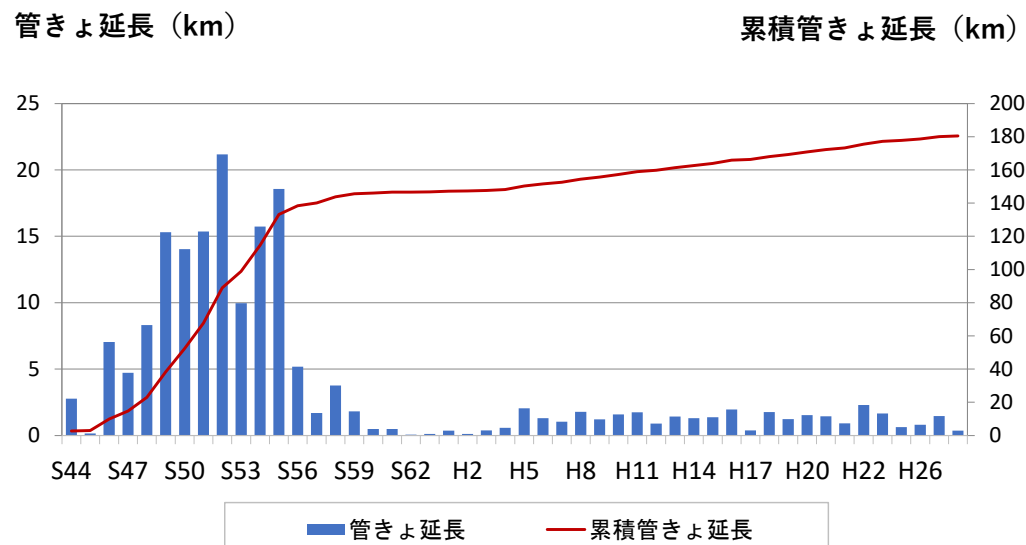
2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

土木系公共施設の状況

- 建築系公共施設のほか、道路や橋りょう、下水道など市民生活に直結する土木系公共施設も老朽化対策を講じる必要があります。
- 例えば、下水道の污水管きよの年度別施工状況をみると、昭和44年から昭和56年頃集中的に敷設された管きよは全体の約77%を占めており、令和3年度以降に標準的耐用年数である50年を超えはじめ、更新のピークが訪れます。

道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 総延長：約161km ● 道路面積：793,393m² <p>(令和3年4月時点)</p>
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ● 総延長：約604m ● 面積：約3,064m² ● 総数：75橋 <p>(令和3年4月時点)</p>
公園	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設数：215（うち緑地73か所≪滄浪泉園【特別緑地 保全地区】を含む≫） ● 総面積：15.4ha <p>(令和3年4月時点)</p>
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ● 総延長距離：約180km <p>(敷設年度が不明な管きよを含めると約282km)</p> <p>(令和3年4月時点)</p>

污水管きよ年度別施工状況



2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

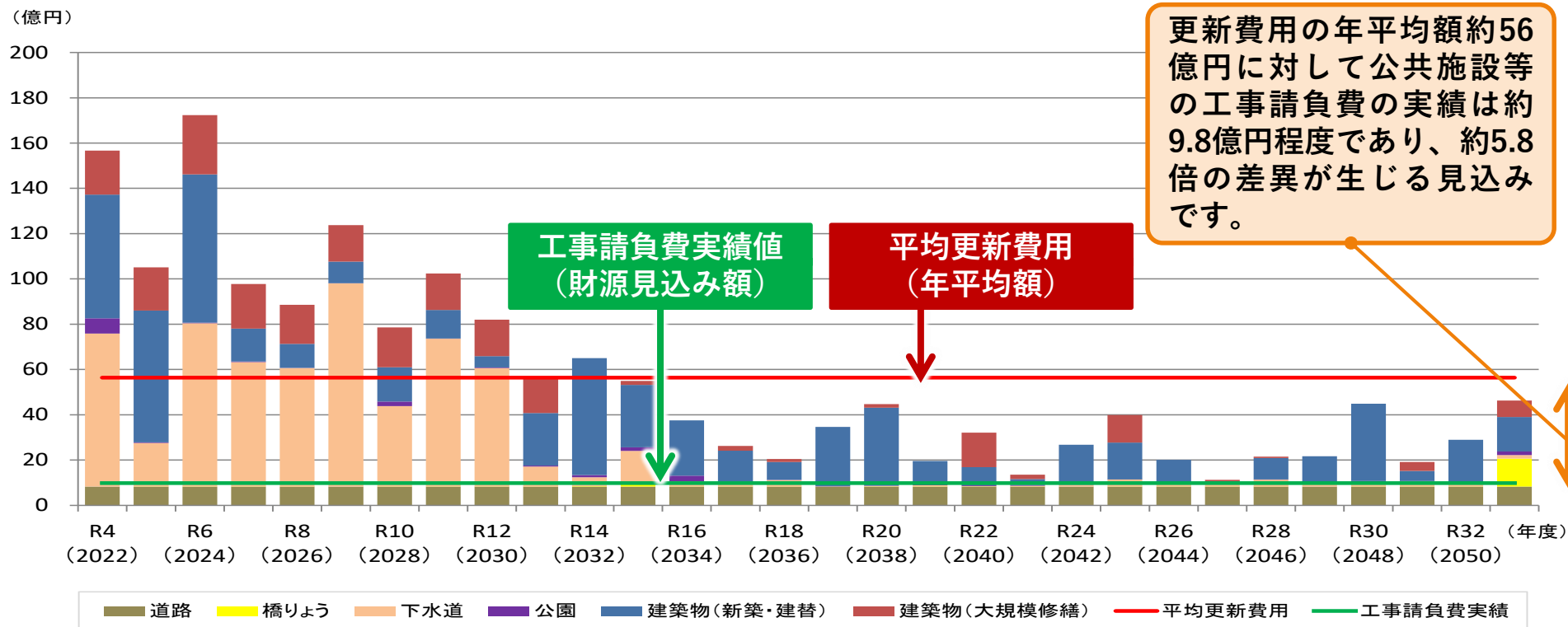
更新費用の推計① 耐用年数経過時に 単純更新した場合

- 建築系公共施設及び土木系公共施設を対象として、施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の建替え及び大規模修繕に要する更新費用の推計を行いました。
- 推計の詳細な条件は、総務省の推奨※の条件に準拠しています。

※一般財団法人地域総合整備財団<ふるさと財団>における「公共施設更新費用試算ソフト」の条件

30年間の更新費用総額：1,693億円（年平均56億円）

建築系公共施設	年平均	30年間の総額	土木系公共施設	年平均	30年間の総額
	約28億円/年	約846億円		約28億円/年	約847億円



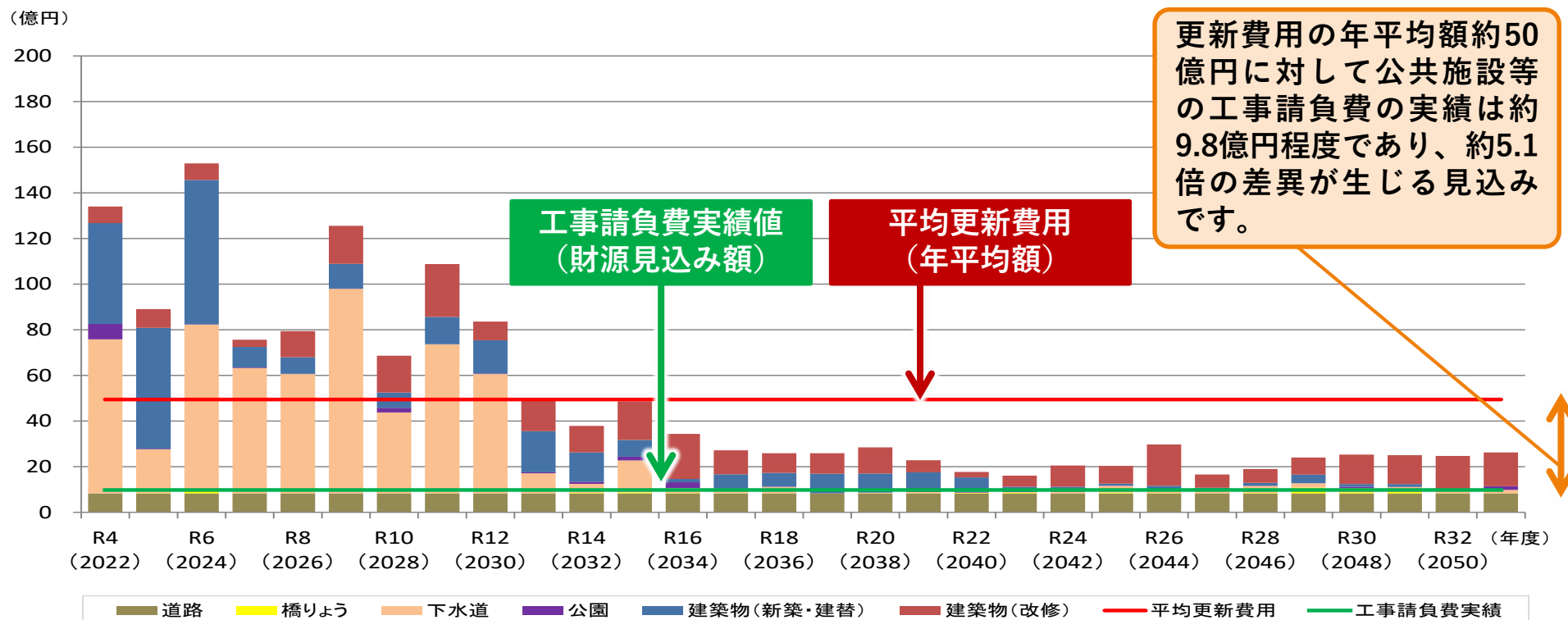
2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

更新費用の推計② 長寿命化対策を 反映した場合

- 今回の改定においては、建築系公共施設及び土木系公共施設を対象として、**長寿命化した場合の建替え及び改修に要する更新費用の推計を新たに行いました。**
- 推計の詳細な条件は、各種個別施設計画がある公共施設等については該当の計画に準拠することとし、それ以外の公共施設等については、更新費用の推計①と同条件にて推計しています。

30年間の更新費用総額：1,484億円（年平均50億円）

建築系公共施設	年平均	30年間の総額	土木系公共施設	年平均	30年間の総額
	約22億円/年	約644億円		約28億円/年	約840億円



2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

更新費用の推計② 長寿命化対策を 反映した場合

- 推計①の結果と、長寿命化対策を反映した本計画で新たに推計した②の結果を比較し、公共施設等を長寿命化した場合の更新費用の低減効果を確認しました。
- 試算期間内における「耐用年数経過時に単純更新した場合」の推計結果が約1,693億円であるのに対し、「長寿命化対策を反映した場合」の推計結果が約1,484億円であることから、約209億円の費用を低減することが可能となります。

考え方（推計①と推計②）の違いによる更新費用の低減効果

	年平均	30年間の更新費用総額
これまでの考え方 更新費用の推計① 耐用年数経過時に単純更新した場合	約56億円	1,693億円
長寿命化の考え方 更新費用の推計② 長寿命化対策を反映した場合	約50億円	1,484億円

長寿命化により

総額 **209** 億円の負担が軽減

施設別

	建築系公共施設		土木系公共施設	
	年平均	30年間の総額	年平均	30年間の総額
これまでの考え方	約28 億円/年	約846 億円	約28 億円/年	約847 億円
長寿命化の考え方	約22 億円/年	約644 億円	約28 億円/年	約840 億円

目次



1. 公共施設等総合管理計画について

2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

4. 施設類型ごとの基本的な方針

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

維持管理・更新等に係る財源不足

- ◆ 将来更新費用の推計によると、財源の不足額は1年当たり約40億円
- ◆ 総量の抑制、維持管理費の縮減を行うとともに、歳入の確保が必要

利用需要と適正規模

- ◆ 総人口は今後減少傾向のため、施設全体の利用需要は中長期的には低下の見込み
- ◆ 余剰スペースの縮減や有効活用の検討が必要

維持管理に内在している課題

- ◆ 庁内で個別施設計画を推進する体制の充実が必要
- ◆ 指定管理者制度の活用等をはじめとした官民連携の積極的な推進が必要
- ◆ 適切な維持管理を行うために必要な庁内の体制整備や民間との連携手法の活用が必要
- ◆ (公共下水道について) 来るべき大量更新に備えて、地方公営企業法適用化への円滑な移行と経営の健全化に向けた取組が必要

公共施設等の管理に関する 3つの基本的な考え方 と 9つの取組方針 を策定

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

基本目標

将来の人口動向に合わせ、総量抑制に努めるとともに、将来更新費用及び維持管理費の縮減に努めます。

基本的な考え方 1

【計画的な施設更新】

施設の更新への対応を計画的に推進します

- 将来的に増加し続ける老朽化施設の更新を計画的に進めるためには、将来更新費用の縮減と平準化が不可欠であり、公共施設等の最適化に係る方向性を定めて、集約化、複合化、用途変更及び長寿命化等の各種施策を推進

基本的な考え方 2

【安全・安心の確保】

適切な維持管理によって安全管理を徹底します

- 平常時のみならず、災害などの非常時においても、公共施設等の機能を維持し、安心かつ安全な公共サービスを提供できるように、適切なマネジメントサイクルに基づいた点検診断・修繕等の維持管理を推進

基本的な考え方 3

【市民サービスの向上】

資産の有効活用による市民サービスの向上に努めます

- 今後の総人口の減少や少子高齢化等によるサービス需要の変化に的確に対応するためには、公共施設等の多機能化や複合化を積極的に推進するとともに、公民連携等による様々な創意工夫を凝らし、資産の有効活用を推進

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(方針1) 点検・診断等の実施方針

更新計画・安全確保・サービス改善に活用可能な公共施設等の実態把握に努めます。

(方針2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

中長期的な観点から財政負担の軽減に主眼を置いた維持管理・更新を推進します。

(方針3) 安全確保の実施方針

国等の指針を遵守し、点検診断結果を庁内横断的に活用して安全確保を徹底します。

(方針4) 耐震化の実施方針

最新の耐震基準に的確に対応し、基本目標に基づいて計画的に耐震化を実施します。

(方針5) 長寿命化の実施方針

中長期的な存続を図る施設については原則として長寿命化対策を実施します。

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

9つの実施方針

(方針6) 統合や廃止の推進方針

施設評価を活用して意思決定の透明化を図りながら施設の最適化を図ります。

(方針7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

庁内の一元的かつ横断的な体制を活用し、職員の知識と技能の向上を図ります。

(方針8) 資産活用の実施方針

歳入確保策の導入、広域連携や公民連携、積極的に推進します。

(方針9) ユニバーサルデザイン化の推進方針

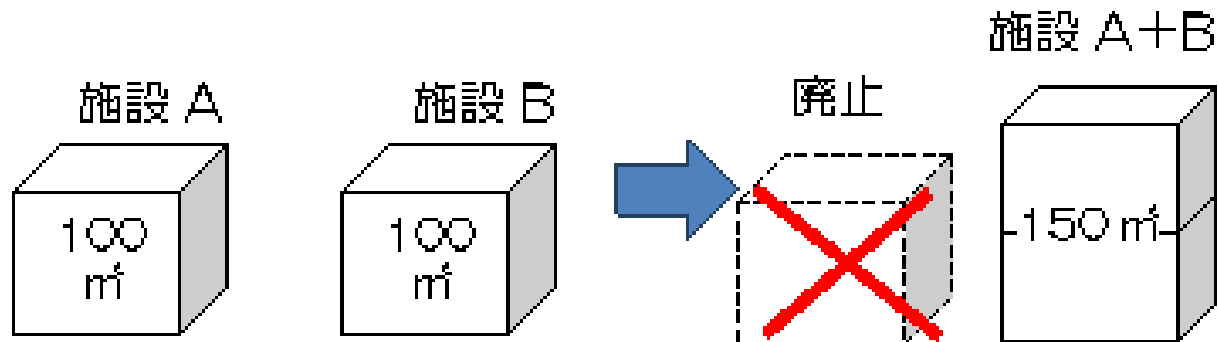
公共施設等を整備・改修する際には、ユニバーサルデザイン化に配慮します。

▲今回の改定で新規追加

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

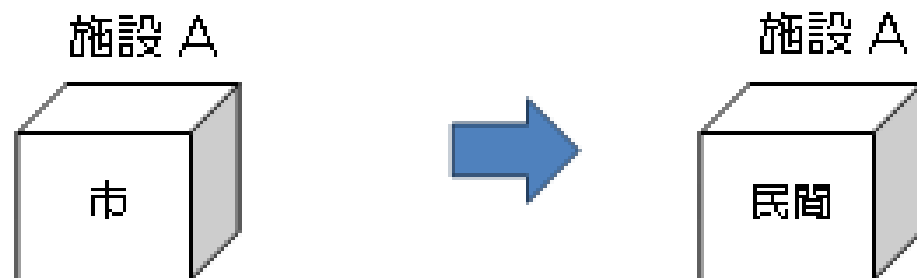
方策① 施設を1箇所にまとめる

《ポイント》
建物を効率的に使って、機能を残しつつ施設の総量を減らします。



方策② 民間に運営を委ねる（譲渡含む）

《ポイント》
民間のノウハウを使って、機能を残しつつ市の支出を減らします。

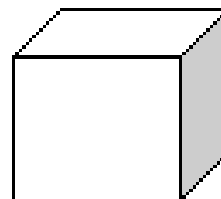


3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

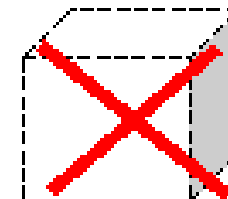
方策③ 施設の廃止を進める

《ポイント》
ニーズに合わせて施設を廃止して
市の支出を大幅に節約します。

施設 A



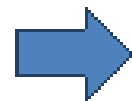
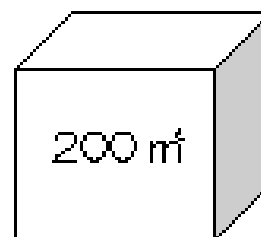
廃止



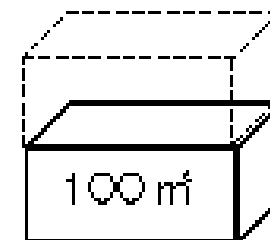
方策④ 建替えの際に規模を縮小する

《ポイント》
ニーズに合わせて機能を残しつつ
市の支出を大幅に節約します。

施設 C



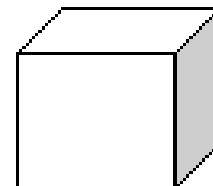
施設 C



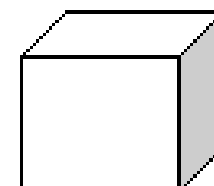
方策⑤ 別の用途の施設に転用（既存建物を活用）する

《ポイント》
新築費用を節約します。

施設 A



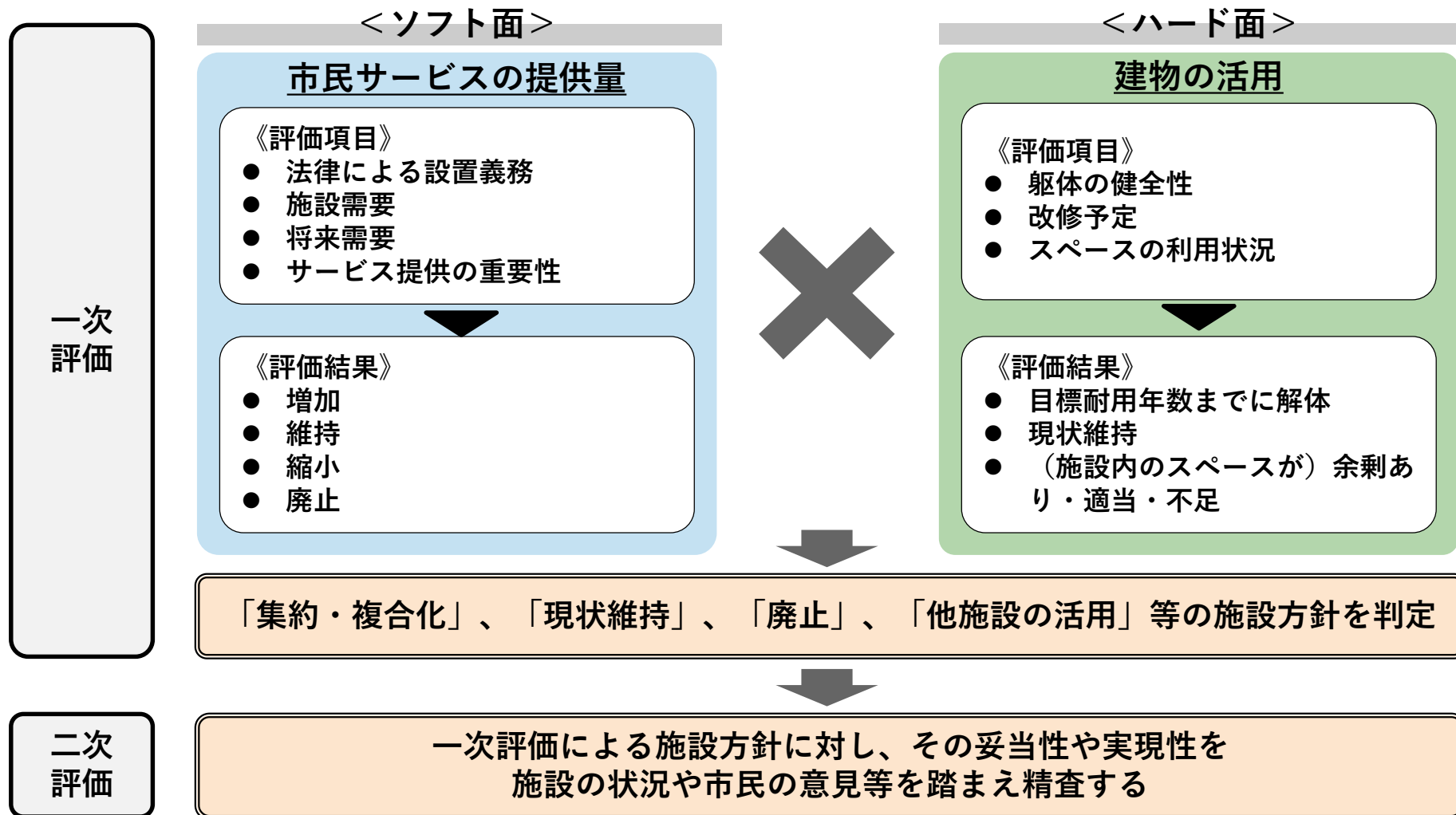
施設 B



3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

建築系公共施設のあり方の見直し

- 基本的な考え方及び実施方針に則り、市民サービスの提供の要否や提供形態（周辺自治体との連携、民間活力の導入等）等を踏まえ各施設の在り方・総量を見直し、必要な市民サービスを提供しながら、同時に財政負担の軽減を図っていく必要があります。
- 施設の在り方を検討するにあたり、「市民サービスの提供量」というソフトの視点と「建物の活用」というハードの視点の両面から施設評価します。



3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

取組方針

(取組方針1) 取組体制

固定資産台帳の適切な活用や、公共施設等に関する情報を一元的に管理し、所管部門の垣根を越えた全庁的な視点で公共施設全体の最適化を進めるための仕組を構築していきます。

(取組方針2) 市民との情報共有

市民アンケートやパブリックコメントを実施し、市民の皆様との情報共有を図り、公共施設等の適正な管理の実現を目指します。

(取組方針3) フォローアップの実施方針

計画策定後は進捗管理を行い、上位計画・関連計画の状況を踏まえながら、計画の見直しも適切に実施します。

目次



1. 公共施設等総合管理計画について

2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

4. 施設類型ごとの基本的な方針

4. 施設類型ごとの基本的な方針

施設類型方針

- 公益社団法人認定ファシリティマネジメント協会の施設類型案を参考に施設類型を整理

以下、施設類型ごとの基本的な方針を定めます（※個別の施設に関する方針ではありません）

施設類型一覧

《建築系公共施設》

○学校教育系施設	P27
○市民文化系施設	P27
○社会教育系施設	P28
○スポーツ・レクリエーション系施設	P28
○産業系施設	P29
○子育て支援施設	P29
○保健・福祉施設	P30
○行政系施設	P30
○公営住宅	P31

○公園（建築物）	P31
----------	-----

○供給処理施設	P31
---------	-----

○その他建築系公共施設	P31
-------------	-----

《土木系公共施設》

○道路	P32
-----	-----

○橋りょう	P32
-------	-----

○公園	P33
-----	-----

○下水道	P33
------	-----

《その他》

○その他施設	P34
--------	-----

4. 施設類型ごとの基本的な方針

建築系公共施設（1）

学校教育系施設

【学校】

- 老朽化状況、過去の大規模修繕履歴、財政負担の見込み、児童・生徒数の動向を見据えた総量抑制や空き教室の有効活用等を実施
- 点検診断と必要な修繕を適切に実施しつつ、地域コミュニティの中核施設として災害時の避難所としての機能も考慮

【その他教育施設】

- 施設の特性や提供すべきサービスの内容、運営体制等を総合的に見直したうえで、現在の建物にかわる移転先を検討
- 建物を新規整備するのではなく、連携強化を図るべき施設への集約・複合化等により他施設の活用を図る

市民文化系施設

【集会施設】

- 稼働率が低い施設は学校教育系施設や同種類似施設との集約・複合化、移設や既存施設への用途変更等の各種方策を検討
- 利用需要等を踏まえながら、機能の移設や、貸館機能の整理等を多角的に検討

【文化施設】

- 区分所有に関する関係法令等に基づき計画的な改修を実施し、施設の長寿命化を目指す
- 近隣自治体における類似施設との広域的な連携の在り方について検討し、市民サービスの向上と財政負担を軽減する取組を推進

4. 施設類型ごとの基本的な方針

建築系公共施設（2）

社会教育系施設

【公民館】

- 同種類似施設との集約・複合化等も視野にサービスの提供場所を検討
- 施設の未利用時間における有料化、指定管理者制度の導入等による民間活力の活用を検討

【図書館】

- 施設の長寿命化を図るため、計画的な改修を実施
- 公共施設全体での集約や再編といった可能性も踏まえ検討
- より質の高い図書館サービスが提供できるように、図書館体制の強化に取り組む

【博物館等】

- 来館者の増加や施設の周知・利用促進に努め、施設の有効利用を図る

スポーツ・レクリエーション系施設

【スポーツ施設】

- 長寿命化改修の検討をする際には、利用状況等を踏まえ、将来の在り方を検討
- 指定管理者制度の導入を積極的に検討し、適切な利用料負担の在り方を検討
- ネーミングライツの導入や広告スペースの使用料の徴収等の歳入確保策の導入を推進

【保養施設】

- 施設の利用実態等を踏まえ、施設の広域化、廃止等も視野に入れた将来の在り方を検討

4. 施設類型ごとの基本的な方針

建築系公共施設（3）

産業系施設

【東小金井事業創造センター】

- 施設の利用実態や今後の見通し、設置効果の検証を行い、適切な維持管理に努める
- 計画的に修繕を実施し、安定的な施設の運営維持を目指す
- 民間事業者の創意工夫を取り入れ、サービスの向上と施設の有効活用を推進

子育て支援施設

【幼保・こども園】

- 施設の長寿命化のための計画的な改修を実施するとともに、施設の廃園後には跡地利用を検討
- 老朽化した設備の不具合によるサービスの低下や事故の発生を防止するため、速やかな修繕を実施するとともに、長寿命化改修や建替えの検討と合わせ、各施設の将来の在り方に関する検討を実施
- 民間保育園の活用を図りながら待機児童の解消を図る

【幼児・児童施設】

- 学校教育系施設、児童館及び学童保育所は、事業運営に密接な関連のある所管課との間で、複合化・集約化・移設も視野に入れた協議を行い、将来の在り方を検討

4. 施設類型ごとの基本的な方針

建築系公共施設（4）

保健・福祉施設

【高齢福祉施設】

- 当面は計画的に改修を実施
- 現行の指定管理契約が終了するまでに施設の民間移譲も視野に入れ、将来の在り方を検討

【児童福祉施設】

- 今後のサービス需要の拡大に対しては、より効率的な施設利用方法を検討

【障がい福祉施設】

- 計画的な改修による施設の長寿命化、移転にあわせた活用方法を検討

【保健センター】

- 機能の移転時期を見据え、適切な維持管理に努める
- 機能移転にあわせ活用方法を検討

行政系施設

【庁舎等】

- 緊急時も含めた持続可能な庁舎機能の確立を目指し、新庁舎建設事業を推進
- 新庁舎への移転時期にあわせ、他庁舎の活用方策や周辺の公共施設のあり方を検討
- 災害時の拠点施設としての役割を踏まえて、災害に強い施設づくりを推進

【消防施設】

- 非常時にも施設の機能が発揮できるよう維持管理を徹底

【その他行政系施設】

- 区画整理事務所は、区画整理事業の進捗に合わせて解体撤去
- 文書倉庫は、新庁舎建設の際に機能の一部を移設予定であり、文書管理の効率化を検討
- 防災倉庫及び備蓄倉庫は、計画的な配置の見直し、集約化等を検討

4. 施設類型ごとの基本的な方針

建築系公共施設 (5)

公営住宅	公園（建築物）
<p>【公営住宅】</p> <ul style="list-style-type: none">● 市営住宅は、民間活力の活用を視野に入れ、必要性和総量の抑制について検討● 高齢者住宅は、適切な賃借料の見直しを行うとともに必要性和総量の抑制について検討● 他部署の連携により安心かつ快適な住環境の維持に努める	<p>【公園（建築物）】</p> <ul style="list-style-type: none">● 施設の長寿命化を図るため、計画的な改修の実施を目指す● 耐震診断を適切に実施し、耐震化の実施を検討● 市民サービスに支障をきたさぬよう、適切な管理を行う
供給処理施設	その他建築系公共施設
<p>【清掃関連施設】</p> <ul style="list-style-type: none">● 清掃関連施設整備基本計画に基づき、新たな施設の整備及び既存施設の解体を実施● 中長期にわたって安定した廃棄物処理及び資源化処理体制を確立し、廃棄物処理行政の執行の安定化を図る	<p>【武蔵小金井駅南口公衆トイレ】</p> <ul style="list-style-type: none">● 計画的な修繕や部品の更新等を行い、適切な維持管理のもと長寿命化を目指すとともに、改修等の検討を行う際には、利用実態や施設の設置効果、修繕の状況を踏まえ施設のあり方を検討 <p>【山車小屋】</p> <ul style="list-style-type: none">● 施設の計画的な改修による長寿命化を目指す

4. 施設類型ごとの基本的な方針

土木系公共施設 (1)

道路	橋りょう
<ul style="list-style-type: none">● 道路舗装については必要な点検・診断を実施し、結果に基づき適切な維持・修繕を実施● 国から示される一定の方向性等に留意しつつ、メンテナンスサイクルの構築など、適切な維持管理の方法について研究を進める● 道路の路面や附属物、その他の様々な施設について、安全かつ円滑に交通の確保等を図るため、定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持管理を実施● 日常パトロール等では、道路管理課LINE公式アカウントによる道路通報システムを活用し市民と協働することで、道路を健全な状態に保ち、道路利用者の安全・安心を確保	<ul style="list-style-type: none">● 長寿命化計画に基づき、改築・修繕を計画的に実施し、また、必要に応じ、適宜計画の見直しを実施● 定期的な点検を実施し、当該点検、診断、措置の結果を次回の点検及び長寿命化計画へ反映するため、記録・保存の充実を図る● 日常パトロール等では、道路管理課LINE公式アカウントによる道路通報システムを活用し、市民と協働することで、橋りょうを健全な状態に保ち、道路利用者の安全・安心を確保

4. 施設類型ごとの基本的な方針

土木系公共施設 (2)

公園	下水道
<ul style="list-style-type: none">● 改築・修繕を計画的に推進するため、公園施設長寿命化計画の策定を検討● 遊具の安全性を確保するため、職員の点検レベルの向上を図る● 点検、診断、措置の結果について、記録・保存の充実を図る● 地域住民・地域団体との協働や民間活力の活用も含め、日常パトロール等を実施し、公園施設を健全な状態に保ち、市民の安全性の向上を図る● 環境美化サポーターや地域ボランティアとの協働により、緑地の管理も継続的に実施	<ul style="list-style-type: none">● スtockマネジメント計画に基づいた点検・調査と結果による補修や更新等の対策を計画的に実施● 点検、診断、措置の結果について、記録・保存の充実を図る● 下水道総合地震対策計画に基づき、施設の耐震化を実施し、安全の確保に努める● 下水道事業への地方公営企業法を適用し、適正な料金設定を行い、計画的な施設の管理、事業費の平準化、適正な使用料水準の設定等により安定した下水道経営を実現● 日常パトロール等の実施や適切な修繕により市民サービス水準の確保に努める

4. 施設類型ごとの基本的な方針

その他

自転車駐車場関連

- 自転車駐車場は、民間活用を含め、恒久的に利用できる場所を検討
- 今後のまちづくりの動向を踏まえて長期安定的な運営体制の構築を検討。また、使用料について総合的な見直しを検討
- 自転車保管所は、撤去手数料を適宜見直す
- 自転車置場は、現状及び課題を踏まえ有料化を実施
- 全施設の安全管理と適切な利用に努める

農園

- 地権者との適切な契約管理を行う。
- 農園内において改修が必要な箇所については、適宜対応を行い、利用者の安全・安心の確保に努める。
- 使用料は、農園の管理運営費に活用し、受益者負担の適正化や近隣市の使用料を勘案し、使用料の見直しを検討